

部 会 に つ い て

環境審議会では、専門的調査や研究を要する事項について、効率よく審議を進めるため、部会を設置し検討することとしています。

この度の委員体制においても部会を設置し、専門的事項について審議を行う予定としています。設置する部会は自然環境部会とし、引き続き自然環境調査に関する事項等について審議を行います。

◆ 設置する部会

・ 自然環境部会（招集委員については会長指名）

自然環境部会を設置し、下記事項について審議を行うこととします。
なお、自然環境部会は、希少生物の生息状況や生息場所など、保全上、重要なデータを取り扱うことから非公開としています。

審議内容	(1) 自然環境調査に関すること (2) 生物多様性あかし戦略の取り組みの方向性に関すること
------	---

◆ その他

・ 資源循環推進部会

廃棄物処理基本計画に関する事項について審議を行うため、必要に応じて委員を招集し、資源循環推進部会を設置することとしています。

この廃棄物処理基本計画は、平成 28 年度に策定され 2 年が経過しております。今後、見直し時期に合わせ、必要に応じて委員を招集し、部会を設置したいと考えています。今回は部会の招集は行わず、廃棄物関係の案件については、環境審議会での協議・報告とします。